

匝瑳市農業振興地域整備促進協議会議事録

平成29年1月18日（水）

14:00～15:08

市民ふれあいセンター 2階 第3会議室

（司会）

委員の皆様、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日の進行については、産業振興課長の作佐部が行います。

本日の出席者は協議会委員14名のうち13名で過半数に達しておりますので、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第6条第2項の規定により、協議会が成立したことをここに御報告いたします。

続きまして、本日参加いただいている委員の皆様は、委嘱後初めての協議会となります。まずは自己紹介をお願いしたいと思います。浅野勝義委員からお願いいたします。

<委員から自己紹介>

（司会）

ありがとうございました。海匝農業共済組合の秋山清壽委員については、欠席の連絡をいただいております。続きまして事務局職員を紹介いたします。

<作佐部課長から事務局職員紹介>

（司会）

それでは協議会を開会いたします。

議事に入る前に、匝瑳市農業振興地域整備促進協議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により、会長と副会長を選任いただきたいと思います。

ちなみに、前期の協議会では、会長は匝瑳市農業委員会の大木一夫前会長、副会長は千葉県借当川沿岸土地改良区の依知川敏男理事長が就任しておりました。会長、副会長の選任についてご発言をいただきたいと思います。

（委員A）

慣例に従って前回同様に、会長を匝瑳市農業委員会会長に、副会長を千葉県借当川沿岸土地改良区理事長をお願いしたらよろしいかと思えます。

（司会）

前回に引き続きまして、本協議会の会長に匝瑳市農業委員会会長の太田忠治委員を副会長に千葉県借当川沿岸土地改良区の依知川敏男委員をとのことでありますが、よろしいでしょうか。

<異議なしの声>

(司会)

それでは、この体制で今後の協議会を進めさせていただきます。新たに会長となられた太田忠治会長に御挨拶をいただきます。

(会長)

ただいま、会長に選任されました太田でございます。就任にあたり、一言御挨拶申し上げます。皆さま御承知のとおり、この協議会は、匝瑳市における農業振興の基本的事項である農業振興地域について審議する場であり、今後の匝瑳市農業の方向性を決める重要な責を担っています。委員の皆様には、匝瑳市農業のさらなる発展のため、御協力をお願いいたします。

(司会)

続きまして、引き続き副会長となられた依知川敏男副会長に御挨拶をいただきます。

(副会長)

ただいまご紹介にあずかりました依知川でございます。協議会の円滑な運営のため、会長を補佐し、支えていきたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。それでは議第に入ります。議長については、本協議会条例第6条第1項の規定により会長をお願いいたします。

(議長)

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきます。

さっそく議題に入らせていただきます。はじめに議題の匝瑳市農業振興地域整備計画の変更についての審議は、重要変更となる除外3案件と軽微変更となる用途変更4案件の合計7案件です。案件番号順に、事務局からの説明が終了した後、案件ごとに審議をしていきたいと存じます。では、案件毎の審議に入りたいと存じます。

まず、重要変更の除外案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件1 太陽光発電施設について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見はございませんか。

(委員A)

確認なんですけど、私が知る限りで国営大利根事業について、東日本大震災復興のための補助金として30数億円をもらったと思いますが、そのためにかなり網がきつくなりました。国営大利根事業により農地転用がかなりきつくなったことを事務局はご存知かと思いますが、その事業はこの地域では該当しないのですか。

(事務局)

A委員の言われた部分については、国営大利根事業が始まったことによって受益地が法の網を被ったということだと思っておりますが、この地域では法の網が被っておりません。

(議長)

それでは、採決に入ります。除外案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

< 挙手全員 >

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件2 駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見はございませんか。

(委員A)

先ほどと同じ質問ですが、規制されているところではありませんか。

(事務局)

規制はされておられません。

(議長)

それでは、採決に入ります。除外案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

< 挙手全員 >

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて除外案件番号3について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

除外案件3 太陽光発電施設について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見はございませんか。

(委員B)

本案件について、周辺は田であり第1種の優良農地であります。農業委員会というのは、農地を守るというのが大前提であり、非常に広い農地の中にこういう施設はいかがなものかということで、農業委員会では先月の委員会で協議した結果、これはまずいだろうということでもありますので、改めまして農業委員会全員一致での意見ということで御報告いたします。

(委員A)

農業委員会からのお話しは、ごもつともだと思えます。しかしながらこの土地は、何人かの手に渡っていると記憶しております。かなり荒れています。荒れているために周囲に迷惑をかけています。ですから、家が建つなどの転用は、当然家が建つわけですが、現況太陽光に使うと言われた場合、それが県に行って認可が下りるかは別にして、太陽光というのは周囲をきちんとフェンスで囲って、周辺地域に迷惑をかけない施設です。本案件は、現状耕作できないような容姿になっているのが事実であり、

荒れ放題です。草刈りをたまにやるという程度で私もよく知っております。ですから、県に行って認可が下りるか下りないかを試す意味でも、我々は反対をする意味はないと思います。ほかの農地を守るためにきちんと整備してもらった方が、周囲に迷惑をかけないという意味からです。農地を守るという意味は、よくわかります。わかりますけれども、農地を守るためにある程度、太陽光でもきちんと整備してもらった方が、周辺に迷惑をかけない土地になるのではないかと思います。そのようなことを考えなければならぬかという訳です。恐らく個人的な見解ですが、県に行って否認されるという思いはあるかと思いますが、市は、我々議会等からみますと荒れ放題の土地は逆にきちんとしてもらって、市税を多く上げてもらった方が地域なり市のためになるのではないかという思いがします。ですから、農業委員会の見解と若干異なりますが、ある程度農家だけではなく市全体のことも考えるべきであると思います。ただ、地域の迷惑になるかならないかその点も考えなければならぬと思います。このようなことから、現状をよく知っている自分としては、逆にあそこに太陽光ができてもらった方が、周辺の農家が助かるとそのような思いもします。参考意見としてお聞きいただけたらと思います。

(議長)

それでは、採決に入ります。除外案件番号3の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手5人>

(議長)

挙手少数で本案件は、承認しないことにいたしました。それでは次の案件へ移ります。続いては、軽微変更の用途変更案件番号1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件1 低木樹・鉢物の販売施設・事務所・駐車場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。用途変更案件番号1の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて用途変

更案件番号2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件2 植木の集荷場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。用途変更案件番号2の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて用途変更案件番号3について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件3 農業用倉庫・作業場について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

<なしの声>

(議長)

それでは、採決に入ります。用途変更案件番号3の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。それでは次の案件へ移ります。続いて用途変更案件番号4について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

用途変更案件4 農機具保管施設・園芸栽培施設・野菜集出荷場・農業生産用資材保管施設・農業施設用駐車場・休憩所について説明いたします。

(事業概要・土地利用計画・航空写真・現況写真等)により案件説明する。

(議長)

ただいまの説明について、何か御質問・御意見はございませんか。

(委員A)

ちょうどこの場に地元の農業委員会の農地委員長、大和根土地改良区の理事がおられます。地元の風紀としては、どうかお伺いいたします。

(委員C)

この件については、県から指摘があったということで、当初は手続きが通ったと思っていましたが、勝手にやったということで指導に行きましたところ、最初は高飛車であって、こういうことを考えている、そういうことは関係ないなどと申し述べておりました。建物があつた場所は以前澱粉工場があつたので転用されておりましたが、ハウスの脇をコンクリート舗装したことが問題になりました。ハウスでのトマトは、鉢植えで栽培しています。始末書を貰っておりますので、農業委員会としては良としました。

(委員A)

地元としては、賛成されているということでよろしいですか。

(委員C)

はい。

(議長)

それでは、採決に入ります。用途変更案件番号4の変更案について、適当とされる方の挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

(議長)

挙手全員で本案件は承認されました。以上をもちまして、全ての議題について審議を終了しました。本日の審議結果について、匝瑳市長へ答申することといたします。慎重審議、ありがとうございました。

(司会)

会長ありがとうございました。続きまして、4のその他についてですが、委員の皆様何かございますか。

(委員A)

委員の皆さんにお話しをしたいんですが、先ほど1つの案件で優良農地の真ん中ということで、こういう事案は今後出てくると思います。これは、全体から考えていかなければならないかと思えます。農地を守ることとなると語弊になってしまいますが、農地ではなくなっているんです。耕作していないために荒れ放題に荒れている、周りに大変な迷惑をかけています。それならばかえって、建ちの低い施設で日照関係でも周辺に迷惑をかけないようなものであれば、認可すべきです。内容が逸れましたが、周囲が我々の地元です。逆に造ってもらえれば周囲が荒れなくていいんです。補足させてもらえれば、市税が何十倍も上がります。一石二鳥みたいなものがありますので、ただ農地保全のそれだけに拘っていいのかどうか。自分は農家でありますので、農地は保全しないとイケないとは思いますが。でも、それが県にあって反対されるかは別にして、市の全体の発展を考えた場合、これから後継者がいなくなる中で、そういう土地があると迷惑になります。各集落でも少子高齢化になって、誰も住んで

いない家があって、畑が藪になって、道路に覆い被さったりと、いろいろな問題が出てきていると思います。ですので、有効活用ということをお考えに入れていただければと思います。

(委員D)

委員Aの御意見に対しまして意見を述べさせていただきたいと思います。遊休農地、荒れた農地の心配をされておりました。宅地にすれば相当な財源になるということでもあります。私も、農地法という法律があって、その法律を遵守して今まで作業を進めてきているわけです。農家の中には、それこそ優良農地の真ん中で転用できるんだったら、私もソーラーをやるよということが出てくると思います。気持ちはわかりますが、それを一つ認めてしまうとどんどん農地がなくなり、優良農地をやっている方も転用したいという方も出てくると思います。そうすると、農業委員会もそうですが、土地改良区の皆さん、農地がなくなっていくとは思わないですね。農業委員会としても法律が改正され、優良農地の農地利用最適化推進ということで、微力ではありますが、遊休農地を調査して、遊休農地は1.8倍も税金が掛かるように政府の方針として出ています。いらない農地はないと思いますが、農地がゆくゆく荒廃していれば、隣の人に作ってもらおうとか、いろいろな方法があろうかと思えます。どうしてもしょうがないというときは、転用ということで、今までも農業委員会でやらしていただいております。委員Aのお気持ちも十分わかりますが、農地を守る立場に私たちはおりますので、そういうことで進めていただければと思います。

(委員A)

理解はしております。しかしながら現実には、旧野栄町の区域なんですけど、大利根の機場整備及び用水の整備等の際に、補助金を国から受けたがために、今度網を厳しくした。そして、旧野栄町でいったら発展しなければならない地域の県道飯岡片貝線、野栄総合支所の通りですら、今泉地区は田も畑もまかりならん、野手地区は畑は何とか状況により、田はまかりならんということで、県道沿いはすべて開発できないような状態になっているのは、産業振興課はよくご存じだと思います。これは以前町の時には開発区域として、県道の両脇何メートルかは残したわけです。それが、開発がまかりならんということで、市長はよく市の発展のために、少子高齢化を防止するために、産業の発展と言っているが、網をしてしまったがために、何も施設ができなくなったのが現状です。ざっくりばらんに言いますと野栄総合支所の東側の区域にスーパーマーケットができる予定でありました。それが、すべて地権者の理解をいただいて、転用ができたらずぐに建てられるというところまでいったのが、その網のために駄目になったというのがありました。市長の意向と逆行している訳です。どんどん過疎化に拍車をかけている点がありますので、その辺を皆さんに考えてほしいのです。その辺を考えた上で、大所高所に立って、よくお考えになっていただかないと、どんどん市が寂れる一方ではないかと危惧しています。私の意見を述べさせていただきました。

(事務局)

2点、御説明いたします。

<今後のスケジュール、委員報酬の口座振替についてを説明する。>

(司会)

匠瑳市農業振興地域整備促進協議会の閉会をいたします。長時間にわたり、ありが

ありがとうございました。